

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	手稲水再生プラザNo.1自家発用ディーゼルエンジン点検整備業務	
発 注 課	施設保全課	
選 定 事 業 者	ダイハツディーゼル東日本（株）札幌支店	18313W
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） 本業務にて整備する自家発用ディーゼルエンジンは下水処理システムの根幹を担う重要な設備である。 本業務を履行するにあたっては設備固有の構造及びシステム全体を熟知していることが不可欠であるとともに、整備後の性能保持及び信頼性の確保を確実に行う必要がある。 上記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者であるダイハツディーゼル(株)から保守業務を移管され、履行に係る技術情報及び技術力を有し、的確かつ信頼性の高い履行ができる唯一の業者であることから特定とする。		
根 拠 法 令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	